

大田原市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおりコンビニエンスストア等における公金の収納に関する事務を委託したので同条第2項及び大田原市財務規則第36条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

大田原市長 相 馬 憲 一

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は所在地

- (1) 株式会社足利銀行
栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
- (2) 地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 日本橋日銀通りビル5階
- (3) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号
- (4) 株式会社セイコーマート
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
- (5) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
- (6) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (7) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- (8) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (9) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (10) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (11) ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
- (12) ウェルネット株式会社
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4
- (13) 株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(14) 株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(15) KDDI株式会社

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

市民税（同時に課税する県民税及び森林環境税を含む）、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和7年4月1日